

# 上勝町福原貸事務所利用者募集要領

令和4年7月  
上勝町

## 上勝町福原貸事務所利用者募集要領 目次

1	上勝町福原貸事務所について.....	1
2	施設の概要.....	1
	(1) 建物.....	1
	(2) 上勝町福原貸事務所.....	1
	(3) 設備等の状況.....	1
3	使用形態.....	2
	(1) 使用許可.....	2
	(2) 遵守事項.....	2
	(3) 使用用途.....	2
	(4) 原状回復義務.....	2
4	使用料.....	2
	(1) 月額使用料.....	2
	(2) その他の費用.....	3
5	利用者の募集及び選考.....	3
	(1) 利用者の資格.....	3
	(2) 除外する事業.....	3
	(3) 利用者募集期間.....	3
	(4) 現地見学.....	3
	(5) 質問及び回答方法.....	3
	(6) 提出書類.....	3
	(7) 提出部数.....	4
	(8) 提出期間及び提出先.....	4
	(9) 利用者選考.....	4
	(10) 選考結果.....	4
	(11) その他.....	5
6	担当・問い合わせ先.....	5

付録 様式一式

## 1 上勝町福原貸事務所について

上勝町福原貸事務所は、地域産業の活性化や移住・定住の促進を図るため、旧東とくしま農業協同組合福原集出荷所内に設置している有料の貸事務所です。

## 2 施設の概要

### (1) 建物

施設の概要は以下のとおりです。

項目	内容	備考
所在地	上勝町大字福原字川北 100 番 1	旧 JA 福原集出荷所
建築年月	平成 6 年 2 月	
構造・階層	鉄骨造 一部 2 階建て	
延床面積	539.68 m <sup>2</sup>	
交通	徳島駅から約 1 時間	車での所要時間

### (2) 上勝町福原貸事務所

ア 利用時間 午前 8 時から午後 9 時まで

イ 施設概要

貸事務所として貸出をする対象は 7 室です。(別添の図面も参照してください。)

#### 【貸出対象 (個室)】

室名	面積	備考
事務室(1)～(5)	17.1 m <sup>2</sup>	机, 椅子その他の事務機器類は設置していませんので, 利用者でご用意ください。
<del>事務室(A)</del>	<del>40.6 m<sup>2</sup></del>	
<del>事務室(B)</del>	<del>64.1 m<sup>2</sup></del>	

※事務室(1)～(5)及び事務室(A)には空調設備を備えています。

#### 【共有スペース】

以下の各室は利用者が共有スペースとして利用できます。

室名	面積	室数	備考
会議室	17.0 m <sup>2</sup>	1	
給湯室	13.0 m <sup>2</sup>	1	

※トイレは施設内に男女別 1 箇所ずつと外トイレを設置してあります。

### (3) 設備等の状況

ア 電気

電気は施設全体で契約しているため、個別契約の必要はありません。

使用料の中に基本料金及び見込みの電気使用量相当額が含まれています。

イ ガス

ガスは利用できません。

ウ 水道

水道は給湯室でのみ利用できます。各室には設置していません。

エ インターネット・固定電話

インターネット・固定電話の利用に当たっては、利用者が通信事業者と個別に契約を行ってください。なお、各事務室までのケーブルの引込みは施工済みです。

### 3 使用形態

(1) 施設は、通常の賃貸借契約ではなく、行政財産の使用許可となります。

#### (2) 遵守事項

利用者は、以下の事項を遵守するものとします。

ア 地域産業の活性化に寄与する活動を行うこと。

イ 振動や騒音、悪臭の発生などにより、他の利用者や周辺に迷惑をかけること。

ウ 施設の見学や視察、調査、その他施設運営に関する事項に協力すること。

#### (3) 使用用途

施設は事務所用途としてのみ利用が可能です。ここでいう事務所には、倉庫や店舗は含まれません。

使用形態が事務所としての用途に該当するかどうか不明な場合は、ご質問ください。

#### (4) 原状回復義務

施設から退去をする場合は、施設の明渡しの日までに利用者の負担により、施設を原状に回復した上で、町に返還するものとします。ただし、現状での明渡しについて、町長の承認を得た場合はこの限りではありません。なお、この場合において、利用者が設置した設備等は無償で町に譲渡するものとします。

### 4 使用料

#### (1) 月額使用料

室名	面積	月額使用料※1
事務室(1)	17.1 m <sup>2</sup>	31,000 円
事務室(2)	17.1 m <sup>2</sup>	31,000 円
事務室(3)	17.1 m <sup>2</sup>	31,000 円
事務室(4)	17.1 m <sup>2</sup>	31,000 円
事務室(5)	17.1 m <sup>2</sup>	31,000 円
<del>事務室(A)</del>	<del>40.6 m<sup>2</sup></del>	<del>62,000 円</del>
<del>事務室(B)</del>	<del>64.1 m<sup>2</sup></del>	<del>45,000 円</del>

※1 使用料には電気及び水道料金を含みます。

(2) その他の費用

共有スペースに係る消耗品等の費用は利用者の負担とします。

また、利用者の責に帰すべき事由によって修繕等が必要となった場合、修繕にかかる費用は当該利用者の負担とします。

5 利用者の募集及び選考

(1) 利用者の資格

施設を利用できる者は、地域産業の活性化に向けて活動する団体等であることとします。

なお、団体等とは、法人その他の団体及び事業を営む個人をいいます。

(2) 除外する事業

施設を次の事業に使用することはできません。

ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる事業。

イ 貸事務所の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる事業。

ウ その他、貸事務所の管理上支障があると認められる事業。

(3) 利用者募集期間

随時（上勝町 HP や広報紙等により公募されます。）

(4) 現地見学

応募に際し、現地見学を希望される場合は、担当までお問い合わせください。

(5) 質問及び回答方法

利用者の募集に関して質問がある場合は、質問書（様式第 10 号）を電子メール又は郵送や持参により提出してください。電話による質問は受け付けません。

ア 提出先 上勝町産業課

件名：貸事務所利用者募集に関する質問

イ 回答方法 質問書に記載された連絡先に質問書受付日から 3 日以内（土日祝日及び年末年始を除く。）に回答をお送りします。

(6) 提出書類

下記の書類を A4 判で作成し提出してください。A3 判の用紙を使う必要がある場合は、A4 サイズに折りたたんでください。

ア 法人の場合

(ア) 貸事務所利用申請書（様式第 1 号）

(イ) 活動計画書（様式第 2 号）

・事業イメージ図やパンフレットなど、活動計画書の内容を補足する資料等があれば添付してください（資料提出は任意）。

(ウ) 国税及び地方税の納税証明書

- (エ) 定款又は寄付行為等
- (オ) 登記事項証明書
- (カ) 直近の貸借対照表及び損益計算書等決算関係書類

イ 団体（法人を除く。）の場合

- (ア) 貸事務所利用申請書（様式第1号）
- (イ) 活動計画書（様式第2号）
  - ・事業イメージ図やパンフレットなど、活動計画書の内容を補足する資料等があれば添付してください（資料提出は任意）。
- (ウ) 国税及び地方税の納税証明書
- (エ) 規約等
- (オ) 代表者の履歴書
- (カ) 代表者の住民票の写し
- (キ) 直近の事業報告書及び決算関係書類

ウ 事業を営む個人の場合

- (ア) 貸事務所利用申請書（様式第1号）
- (イ) 活動計画書（様式第2号）
  - ・事業イメージ図やパンフレットなど、活動計画書の内容を補足する資料等があれば添付してください（資料提出は任意）。
- (ウ) 国税及び地方税の納税証明書
- (エ) 履歴書
- (オ) 住民票の写し
- (カ) 直近の所得証明書及び確定申告書の写し

(7) 提出部数

- ・正本 1部（原本）
- ・副本 1部（コピー可）

(8) 提出期間及び提出先

- ア 提出期間 別途公募を行う媒体に記載する
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出先 上勝町産業課
- エ 提出にかかる注意点
  - (ア) 持参の場合の受付時間は、土日祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時までとします。
  - (イ) 郵送の場合は、送付記録が残る方法としてください。

(9) 利用者選考

提出された応募書類に基づき、審査を実施の上、利用者を決定します。

なお、特定の室に複数の希望が寄せられた場合は、選考委員会の判断により、抽選となる場合があります。

(10) 選考結果

選考結果は郵送で通知します。

選考の経過、結果に対する異議・問合せは、一切受け付けません。

(11) その他

ア 提出された書類は返却しません。

イ 書類の作成、提出に係る費用は応募者の負担とします。

ウ 提出書類は必要に応じて複写することがあります。

エ 利用決定の際は、敷金（使用料の3ヶ月分）が必要です。

オ 利用決定を受けた法人、団体及び事業を営む個人は、所在地を当該施設に置かなければなりません。

6 担当・問い合わせ先

上勝町役場産業課

〒 771-4501 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯 3 番地 1

電話：0885-46-0111 / FAX：0885-46-0323

メールアドレス：sangyo@kamikatsu.i-tokushima.jp